

## 平成25年度第1回富山市入札監視委員会の概要

開催日時・場所	平成25年8月20日（火）午後2時00分から4時00分 富山市役所第4委員会室
委員 (委員数5名) 出席4名	委員長 古田俊吉（富山大学名誉教授） 委員 新畑 彬（大沢野地域審議会会長） 委員 大石貴之（弁護士） 委員 高見まち子（税理士）
欠席1名	委員 彼谷 環（富山国際大学准教授）
次第	1 開会 2 富山市の入札・契約手続の運用状況について ・富山市の建設工事等の入札・契約制度について ・入札・契約事務の改善について ・指名停止等の運用状況について ・入札・契約方式別の発注工事及び落札率について 3 審議対象工事の抽出について 4 抽出工事の審議 5 審議結果のまとめ 6 閉会
対象期間	平成24年10月1日から平成25年3月31日まで
抽出工事 (落札率)	10件（対象工事件数361件） 一般競争入札（4件） ・神通大橋塗装塗替（その2）工事（83.81%） ・藤ノ木小学校校舎改築（その2）主体工事（99.05%） ・小泉町地区配水管布設替（その1）工事（97.36%） ・富山公共下水道牛島町第2排水区牛島町地区雨水貯留池整備工事（98.10%） 指名競争入札（5件） ・ファミリーパーク入退園施設整備工事（98.90%） ・富山駅南口駅前広場造成（その2）工事（99.32%） ・市道小黒下大久保線改良（第2工区）工事（79.60%） ・らいちょうバレーエリアグラウンド整備工事（98.60%） ・市道西町禅寺線ポケットパーク整備工事（99.82%） 随意契約（1件） ・市営住宅朝菜町団地2号棟屋上防水改修工事（99.95%）
審議の概要	別紙のとおり
委員会の意見	平成24年度下半期分の富山市発注の建設工事に係る入札・契約については、概ね適正に行われていたと判断する。

別 紙

意見・質問	回 答
<p>「神通大橋塗装塗替（その2）工事」について、低入札価格調査を行い、適合と判断した経緯を教えてください。</p>	<p>①低入札価格調査についてですが、開札後落札候補者となると入札価格調査票及び入札価格の詳細内容が分かる積算内訳書の提出を求めています。積算内訳書については設計担当課で精査し、入札価格調査票に基づいて、どうして低価格で入札が可能なのか、また、落札候補者の見積もりと市の設計価格を比較して、必要資材の調達に問題が生じないかどうかや技術者を専任で配置できるかどうか等の聞き取り調査を行っています。</p>
<p>低入札価格調査の内容について、入札監視委員会の資料として提出出来るか。</p>	<p>資料内容の項目等について検討し、次回の該当案件から提出します。</p>
<p>共同企業体形式の入札について、構成員の出資比率について指定はあるのか。</p>	<p>指定はあります。3者での共同企業体では、入札公告の中に『共同企業体の結成に関する留意事項の（3）代表構成員は、構成員中最大の出資比率を有するものであること。（4）構成員の出資比率がそれぞれ20%以上であること』と指定しています。2者での共同企業体の場合も比率は違いますが、入札公告の中で出資比率を指定しています。</p>
<p>「小泉町地区配水管布設替（その1）工事」について、工事の始期と入札公告の期間について、基準はあるのか。</p>	<p>④工事の入札については金額によって公告期間を規定しています。上下水道局では、500万円以上の工事、2週間の公告期間となりますので、開札後の審査期間も含めると契約まで約3週間かかります。</p>
<p>「ファミリーパーク入退園施設整備工事」について、入札額が3,760千円～3,785千円と殆ど幅がない金額だが、これは工事の内容によるものか。</p>	<p>⑤工事の予定価格が低く、比較的小規模な工事となっており、また、冬場の土木工事という事で施工に配慮が必要な部分もあり、差が出にくいと思われる。</p>

<p>入札の公告や指名の通知を早い時期に行えば、辞退する業者も減るのではないか。</p>	<p>⑥発注については、4月から毎週月曜日に指名競争入札は指名通知を、一般競争入札については入札公告を行っています。発注予定については、年度初めに市のホームページにて各課の発注見通しを載せており、発注時期が分かるようにはしています。ただし、補正で予算がついたもの、設計書の出来上がり次第では、工事を出す時期が遅くなる事もあります。</p>
<p>「市営住宅朝菜町団地2号棟屋上防水改修工事」は随意契約ガイドライン3A①、4(2)Aに基づき随意契約を行ったとあるが、その内容は何か。</p>	<p>⑦3A①とは「災害の応急工事を施工するとき、緊急の必要により競争入札に付することが出来ない場合のこと」であり、4(2)A①とは「前工事に引き続きされる工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費節減、建設工事等の安全、円滑かつ適切な施工が確保できるとき、競争に付することが不利と認められる場合のこと」であり、それぞれの場合において随意契約を結ぶことができます。</p>